

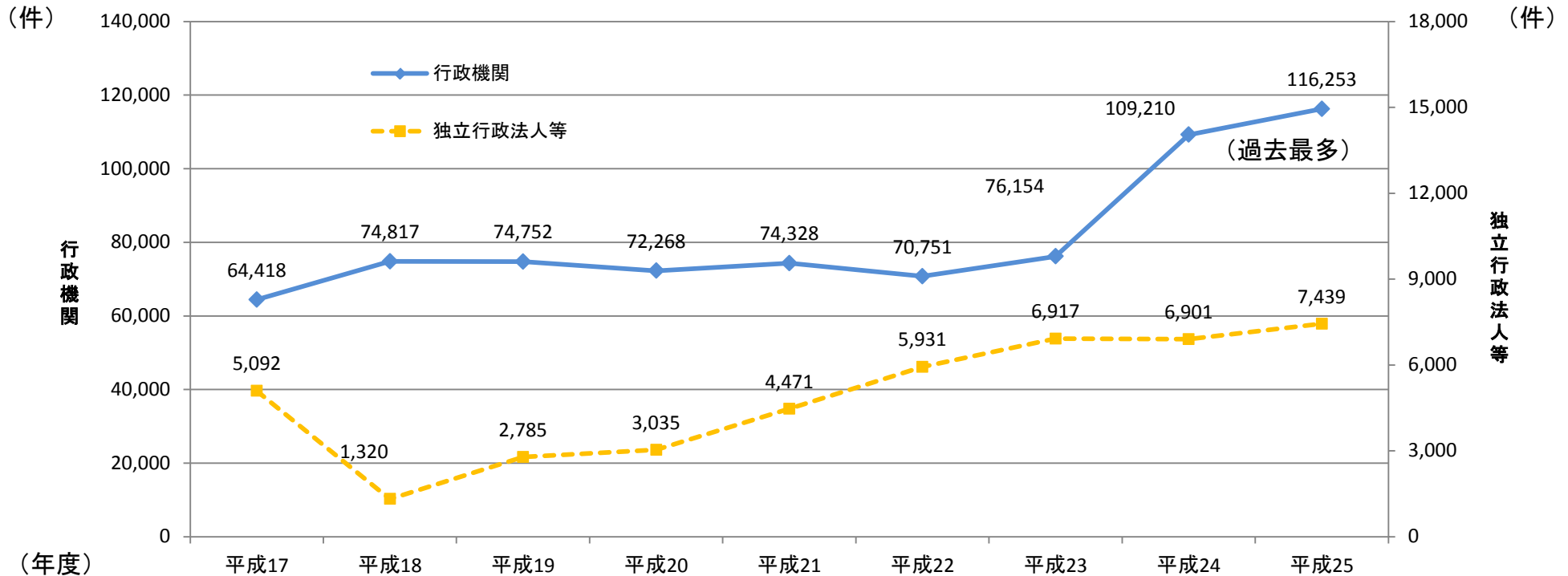
# 行政機関等個人情報保護法 施行状況調査(平成25年度)

<調査結果概要>

平成26年10月  
総務省行政管理局

# 1. 開示請求件数

行政機関等個人情報保護法においては、何人も自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとされている。開示請求件数は次のとおり。

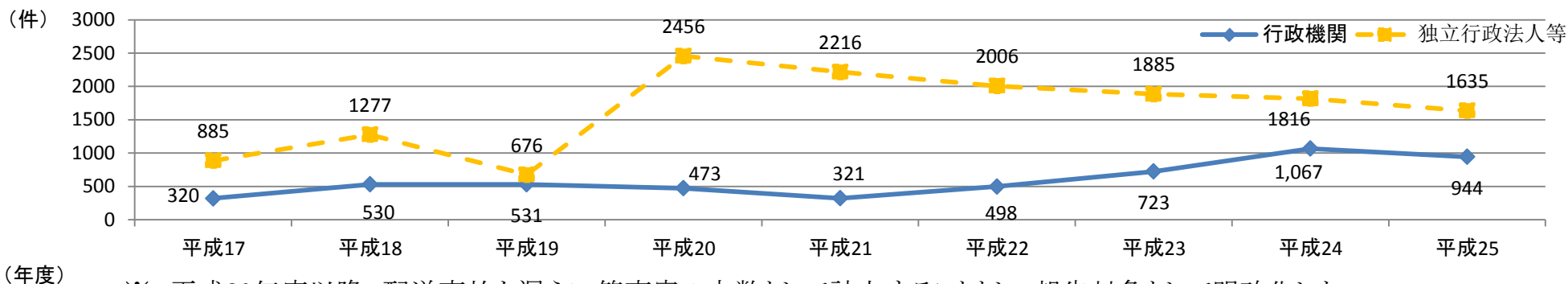


※ 行政機関における開示請求件数が大幅に増加した主な要因は、平成24年7月に外国人登録制度が廃止され、法務省が市区町村から回収した外国人登録原票に関する開示請求を受け付けることになったことである。

※ 独立行政法人等における増加要因は、国立大学法人における入試成績の開示請求の増加など。

## 2. 漏えい等(漏えい、滅失、き損)事案の件数

行政機関等個人情報保護法においては、行政機関の長及び独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失、又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。漏えい等事案の件数は次のとおり。



※ 平成20年度以降、配送事故を漏えい等事案の内数として計上することとし、報告対象として明確化した。

※ 行政機関の漏えい等事案件数については、平成23年度以前は一部府省において把握されていない事案がある。

発生形態で最も多いのは、行政機関が誤送付・誤送信、独立行政法人等が紛失(いずれもその大半が配送事故)となっている。

	漏えい等事案の件数										
	発生形態別										その他
	誤送付・誤送信		誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出		盗難			
	うち配送事故(配送事業者によるもの)				うち配送事故(配送事業者によるもの)	うちコンピュター・ウイルスによるもの					
行政機関	944 (100)	564 (59.7)	384 (40.7)	51 (5.4)	32 (3.4)	220 (23.3)	9 (1.0)	9 (1.0)	1 (0.1)	4 (0.4)	33 (3.5)
独立行政法人等	1,631 (100)	363 (22.3)	92 (5.6)	38 (2.3)	17 (1.0)	1,116 (68.4)	961 (58.9)	20 (1.2)	1 (0.1)	22 (1.3)	55 (3.4)

※ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとして罰則が適用された事案はなかった。

※ 規模別では、漏えい等事案に係る個人情報に含まれる個人の数が5人以下のものが行政機関では81.8%、独立行政法人等では0.7%を占める。1,000人以上のものは、行政機関では10件(1.1%)、独立行政法人等では15件(0.9%)

### 3. 調査結果を踏まえた対応

---

#### 1. 漏えい等防止への取組の要請

漏えい等事案については、誤送付・誤送信及び紛失によるものが大半であり、件数も前年度より減少しているところであるが、行政機関・独立行政法人等に対し、引き続き漏えい等防止への取組を下記の連絡会議において要請。

#### 2. 連絡会議の開催

漏えい等防止への取組の要請を行うとともに、行政機関等個人情報保護法の運用上の留意点の周知等を行うため、行政機関及び独立行政法人等を対象とした連絡会議を開催。